

令和 8 年熊本地震による災害に関し、租税特別措置法第 86 条の 5 第 1 項の規定に基づき国税庁長官が定める日を定める件

国税庁告示第 22 号

令和 8 年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和 8 年政令第 260 号）第 1 条（特定非常災害の指定）の規定により特定非常災害として指定された令和 8 年熊本地震による災害に関し、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 86 条の 5 第 1 項（納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例）の規定に基づき国税庁長官が令和 8 年熊本地震による災害の状況及び令和 8 年熊本地震による災害に係る国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 11 条（災害等による期限の延長）の規定による申告に関する期限の延長の状況を勘案して別に定める日は、国税通則法施行令（昭和 37 年政令第 135 号）第 3 条第 1 項（災害等による期限の延長）の規定の適用を受けた事業者（同条第 3 項の規定の適用を受けたものを除く。）については熊本県の一部の地域における国税に関する申告期限等を延長する件（令和 8 年国税庁告示第 21 号）に規定する別途国税庁告示で定める期日（以下「指定期日」という。）とし、同条第 3 項の規定の適用を受けた事業者については同項の規定に基づき税務署長が指定した日とし、これらの事業者でないものについては指定期日を勘案して別途国税庁告示で定める日とする。

令和 8 年 8 月 12 日

国税庁長官 青木 孝徳